

1 1 - 1 移動等円滑化経路上の階段又は段

政令	条例
第十九条 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	第二十四条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

施設等	チェック項目	
(政令第 19 条第 2 項第 1 号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	

〔解説〕

移動等円滑化経路とする経路の規定である。

チェックリスト①（政令第 19 条第 2 項第 1 号）

○移動等円滑化経路とする経路上には階段又は段を設けてはならない。

階段又は段を設ける場合は、傾斜路又はエレベーター等を併設しなければならない。

○床面積の合計が 500 m²未満の場合、道等から各利用居室（利用居室が第 15 条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）までの垂直移動が 1 層のみのときは建築物へのエレベーター等の設置義務はない。ただし、利用居室と車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設までの経路に階段又は段が設けられている場合は除く。

なお、同一階内における経路上の段差については、傾斜路等により解消する必要がある。

（参考）

建築物内に設ける段差は、例え 1 段のみであっても“階段”、屋外に設ける段差は 1 段でも“段”と定義されている。

参 考

〔法逐条解説〕 政令第 19 条：P 45～P 50